

公立大学法人青森公立大学職員の扶養手当に関する細則

平成21年4月1日

規程第72号

改正 令和7年3月規程第13号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）第30条の規定に基づき、職員に対する扶養手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(扶養親族の範囲)

第2条 紹介規程第10条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(届出)

第3条 新たに紹介規程第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(認定)

第4条 理事長は、前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第2項に規定する場合においても、同様とする。

- 2 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。
- 3 理事長は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第5条 扶養手当の支給は、職員が新たに紹介規程第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属す

る月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（理事長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で理事長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第6条 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が給与規程第10条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを隨時確認するものとする。この場合においては、第4条第3項の規定を準用する。

（支給）

第7条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（雑則）

第8条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第13号）

（施行期日）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。